

金融円滑化にかかる体制の概要

1 金融円滑化にかかる措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当組合では、金融円滑化にかかる措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、当組合の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。
- (2) 金融事業担当常勤理事を「金融円滑化管理責任者」、金融部を「金融円滑化管理責任部署」として、当組合全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- (3) 各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、金融部へ報告することとしております。
- (4) 各支所では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

2 金融円滑化にかかる措置に関する苦情相談を適切に行うための体制の概要

- (1) お客さまからの、金融円滑化にかかるご相談の窓口を金融部に設置しているほか、各支所においても承っております。
- (2) 組合員利用者からの金融円滑化にかかる苦情については、「JAバンク苦情等対応要領」により取扱っております。その際、必要に応じて金融円滑化管理責任者および金融円滑化管理担当者と連携して対応を行うものとしております。

3 金融円滑化にかかる措置をとった後において、当該措置にかかる中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

借入条件の変更等を行った農業経営者および中小企業経営者の経営状況や経営再建計画の進捗状況を継続的に確認するとともに、融資基幹支所等と管理責任部署が連携し、必要に応じて営農部門等の協力を得ながら経営相談、経営再建計画の策定支援を行い、事業の改善・再生に向けた取組み支援を行うよう努めております。

中小企業者等金融円滑化にかかる全体の管理体制（イメージ）

